

令和 7 年度内部公益通報の運用状況について

○通報受付件数 2 件 ○うち内部公益通報の定義に該当する通報 2 件

※内部公益通報の定義 職員等が、通報対象事実が生じている、又は生じるおそれがある旨を高松市公正職務推進委員会等に通報することという。ただし、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的で行うものを除く。

No	日付	通報内容	通報対象 事実の有無	調査結果	通報対象事実への対応
1	令和7年8月12日	①夏季休暇の取得について ②パワーハラスメントについて ③残業時間の虚偽申告及び不正受給がある。	無	関係書類の調査及び関係者への聴取の結果、通報内容について、通報対象事実がないことを確認した。	任命権者に対し、通報対象事実があったとは認められなかったことを報告した。
2	令和7年10月16日	不必要な時間外勤務による不当な時間外勤務手当を得ている。 また、上司はそれを認識した上で承認している。	無	関係書類の調査及び関係者への聴取の結果、通報内容について、通報対象事実がないことを確認した。	任命権者に対し、通報対象事実があったとは認められなかったことを報告した。